

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省2(Ⅷ-1-1))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名(政策体系上の位置付け)	生活困窮者等に対し適切に福祉サービスを提供するとともに、地域共生社会の実現に向けた体制づくりを推進し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること(施策目標Ⅷ-1-1) 基本目標Ⅷ: ナショナル・ミニマムを保障し、社会変化に対応した福祉サービスを提供するとともに、自立した生活の実現や安心の確保等を図ること 施策大目標1: 生活困窮者等に対し適切に福祉サービスを提供するとともに、地域共生社会の実現に向けた体制づくりを推進し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること	担当 部局名	社会・援護局	作成責任者名	保護課長 梶野 友樹 地域福祉課長 岡河 義孝
<p>施策の概要</p>	<p>【生活保護制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活保護法(昭和25年法律第144号)第1条において、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とすることが規定されている。 保護の種類には、生活扶助、住宅扶助、医療扶助等の8種類があり、それぞれ日常生活を送る上で必要となる食費や住居費、病気の治療費などについて、必要な限度で支給されている。 <p>【生活困窮者自立支援制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)第1条において、生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立を図ることを目的とすることが規定されている。 福祉事務所を設置する地方自治体において、上記の自立相談支援事業、住居確保給付金の支給や、就労準備支援事業、家計改善支援事業、一時生活支援事業、子どもの学習・生活支援事業を実施するほか、地域のネットワークを構築し、生活困窮者の早期発見や包括的な支援につなげている。 <p>※ このほか、新型コロナウイルス感染症対策として以下を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人向け緊急小口資金等の特例貸付の実施 生活困窮者等への支援の強化 生活困窮者等の住まい対策の推進 生きづらさを感じるなどの様々な悩みの電話相談等を受ける「よりそいホットライン」の強化 保護施設での新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、都道府県等が施設等へ配付する消毒用エタノール等の一括購入、施設等の消毒、感染症予防の広報・啓発、多床室の個室化に要する改修等に必要な費用への財政的支援 <p>【福祉の支援が必要な刑務所出所者への支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 刑又は保護処分執行のため矯正施設に収容されている人のうち、高齢又は障害のため釈放後直ちに福祉サービスを受ける必要があるが、釈放後の行き場のない人等を必要な福祉サービスにつなげるため、平成21年度から、地域生活定着促進事業を実施(生活困窮者就労支援事業費等補助金の一部)している。 <p>【成年後見制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号。以下「成年後見制度利用促進法」という。)に基づき、平成29年3月に閣議決定された「成年後見制度利用促進基本計画」では、今後の施策の目標として①利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善、②権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり、③不正防止の徹底と利用しやすさとの調和を掲げ、成年後見制度の利用促進のための施策を総合的・計画的に推進していくこととしている。 				
<p>施策実現のための背景・課題</p>	<p>生活保護の適正な制度運営のため、保護の適正な実施や自立支援が重要である。特に、生活保護の医療扶助費の適正化や生活保護受給者への就労支援の強化等の取組が必要である。</p> <p>①頻回受診対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療扶助における入院外の1ヶ月あたりの患者1人当たり受診日数の年次推移は、近年減少傾向にあり、同一傷病について、同一月内に同一診療科を15日以上受診している月が3ヶ月以上続いている者(受診状況把握対象者)の数も減少してきている。 他方、受診状況把握対象者のうち、主治医・嘱託医が必要以上の受診と認められた者を対象として適正受診指導を行っているが、指導を受けた者のうち、改善した者の割合は45%程度となっている。対象者によっては効果が一時的で一定期間を経過した後、受診回数が増加してしまう場合があるとの指摘もあり更なる対策が求められている。 <p>②薬剤費対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 後発医薬品(ジェネリック医薬品)については、平成25年改正において医師等が使用を可能とした場合は後発医薬品の使用を促すことを規定し、使用割合は増加傾向にある(平成29年:73.3%)。 他方、医師等が一般名で処方したにもかかわらず薬局において後発医薬品が調剤されなかった理由として、「患者の意向」の割合が6割以上という調査結果もある中で、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律(平成30年法律第44号)により、医療扶助における後発医薬品の原則化の措置が講じられている。 <p>③就労支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者に対する就労支援は、就労支援関連事業の対象者33.6万人のうち12.3万人が事業に参加し、5.2万人が事業を通じて就労・増収を実現する等、一定の成果をあげている一方、事業への参加率は35.8%、就労・増収率は45.0%に留まっていることから、就労支援の強化が求められている。 	<p>1</p>	<p>単身世帯の増加や高齢化の進展、地域社会との関係性の希薄化など、地域社会を取り巻く環境が変化する中で、生活困窮者への多様な支援の必要性が高まっている。</p> <p>こうした状況を踏まえ、生活保護に至る前の段階で、複雑かつ多様な課題を抱える生活困窮者に対して包括的な支援を行い、その自立を促進する必要がある。</p> <p>また、支援を必要とする人の中には、日々の生活に追われ、また自尊心の低下等により自ら相談することが難しい場合も多いため、生活困窮者が相談に来るのを待つのではなく、アウトリーチの観点から、支援を必要とする人に確実に支援を届けることが重要である。</p> <p>生活困窮者の中には、ひきこもり状態にある方や長期無業者など、社会的に孤立しやすく、就労等自立に向けた寄り添った支援が必要な方や、経済的困窮のみならず様々な生活課題を抱える方も多く、一人ひとりの状況に応じてきめ細かく対応する包括的支援体制の強化が求められている。</p> <p>また、高齢又は障害により支援を必要とする矯正施設退所者に対して、釈放後から福祉サービスを受けられるようにする必要がある。</p>	<p>2</p>	<p>成年後見制度は、認知症や知的障害・精神障害により財産管理や日常生活等に支障がある人を支える重要な手段であり、今後、認知症高齢者の増加や単独世帯の高齢者の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用の必要性が高まっていくと考えられるが、成年後見制度の利用者数は増加傾向にあるものの、認知症高齢者等の数と比較して著しく少ない状況である。</p> <p>※ 認知症高齢者は平成24年に462万人、令和7年(2025年)には約700万人となる見込み。一方、成年後見制度の利用者数は平成30年12月末時点で約22万人。</p> <p>全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関の整備や市町村計画の策定など、体制整備を推進していく必要がある。</p>
	<p>3</p>				

各課題に対応した達成目標	達成目標		達成目標の設定理由
	目標1 (課題1)	生活保護制度を適正に実施すること。	必要な人には確実に保護を実施するという基本的な考え方を維持しつつ、今後とも生活保護制度が国民の信頼に応えられるよう、就労による自立の促進、不正受給対策の強化、医療扶助の適正化等により制度の適正な運営を行う必要があるため。
	目標2 (課題2)	複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、就労、家計、住まい等に関する包括的な支援を行うことにより、その自立を促進すること。	生活が困窮しているという状態の背景にある課題は、就職活動困難、病気、住まいの不安定、家族の問題、メンタルヘルス、家計関係の課題、就職定着困難、債務など多岐にわたり、そうした課題を複数抱える人も少なくない。このような複合的な課題を抱える生活困窮者に対して、本人の状況に応じ、自立に向けた包括的な支援を提供する必要があるため。
	目標3 (課題3)	各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関の整備や市町村計画の策定など、体制整備を推進する。	全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域における体制整備を推進する必要があるため。

達成目標1について		測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠								
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値					
					平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
① 被保護者就労支援事業等に参加可能な者の事業参加率(アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野④】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	-	-	65%	令和3年度	-	60%	-	62.4%	65%	生活保護受給者の自立を助長するため、福祉事務所を設置する地方公共団体においては、被保護者就労支援事業・被保護者就労準備支援事業等を実施している。これらの事業の取組状況を評価するため、本指標を選定している。なお、「新経済・財政再生計画改革工程表」において、令和3年度に65%とすることを目標としている。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】 (参考)平成27年度実績:参加者35.8%、平成28年度実績:36.4% ※事業参加率は、平成29年度までは事業参加率を算出する分母である事業対象者に、就労支援事業に参加する余地のない者(稼働能力を十分に活用している者、稼働能力を失った者、保護廃止となった者)を含めていたが、新たな指標の算定方法では、これらの者を分母から除くこととしている。
② 被保護者就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合(アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野④】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	-	-	50%	令和3年度	-	50%	-	47.4%	50%	生活保護受給者の自立を助長するため、福祉事務所を設置する地方公共団体においては、被保護者就労支援事業・被保護者就労準備支援事業等を実施している。これらの事業の効果を評価するため、本指標を選定している。なお、「新経済・財政再生計画改革工程表」において、令和3年度に50%とすることを目標としている。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】 (参考)平成27年度実績:就労・増収者45.0%、平成28年度実績:42.4%
③ 「その他の世帯」(※)の就労率(就労者のいる世帯の割合)(アウトカム) (※)生活保護世帯のうち、高齢者世帯、母子世帯、障害者世帯、傷病者世帯以外の世帯をいう。 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野④】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	-	-	45%	令和3年度	-	45%	-	(令和3年度に向けた目安値:43.32%)	45%	生活保護受給者の自立を助長するため、福祉事務所を設置する地方公共団体においては、被保護者就労支援事業・被保護者就労準備支援事業等を実施している。これらの事業の効果を評価するため本指標を選定している。なお、「新経済・財政再生計画改革工程表」において、令和3年度に45%とすることを目標としている。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】 (参考)平成27年度実績:参加者35.5%、平成28年度実績:36.6%
④ 医療扶助の適正化に向けた地方公共団体における後発医薬品使用促進計画の策定率(アウトプット) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野④】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	-	-	100%	毎年度	100%	100%	100%	100%	100%	後発医薬品の使用促進については、生活保護の医療扶助においても、更なる使用促進を図るため、後発医薬品の使用割合が75%未満の地方公共団体においては、その理由を分析し、対応方針を記した「後発医薬品使用促進計画」を策定することとしており、該当する地方公共団体における策定状況を評価するため本指標を選定している。なお、「新経済・財政再生計画改革工程表」において、目標値を100%としている。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】 (参考)平成28年度実績99.88%(※目標値の設定は平成28年度から)
					36.5%	57.1%	集計中	/	/	
					43.6%	42.1%	集計中	/	/	
					集計中	集計中	集計中(R5年1月頃に確定予定)	/	/	
					99.9%	98.7%	集計中(R2年12月下旬集計予定)	/	/	

5	医療扶助について頻回受診対策を実施する地方公共団体(アウトプット) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野④】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	-	-	100%	毎年度	100%	100%	100%	100%	100%	生活保護受給者が適正な受診をすることは、本人の最低限度の生活を保障することに加え、制度に対する国民からの信頼を確保する点においても重要。そのため、各地方公共団体において診療日数が過度に多い生活保護受給者に対しては、個々の状況を把握し、必要に応じて指導等を行い、適正受診を図るための取組みを行っている。この取組みの実施状況を評価するため本指標を選定している。なお、「新経済・財政再生計画改革工程表」において、目標値を5については100%、6については2021(令和3)年度において2017(平成29)年度改善者数割合2割以上としている。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】 (参考)5・・・平成28年度実績100%(※目標値の設定は平成28年度から) (参考)6・・・平成27年度実績45.20%、平成28年度実績52.33%
						100%	99.2%	集計中 (R2年12月下旬集計予定)	/	/	
6	頻回受診者に対する適正受診指導による改善者数割合(アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野④】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	-	-	2017(平成29)年度改善者数割合2割以上	令和3年度	-	55.2%(2014(平成26)年度改善者数割合比2割以上)	-	(令和3年度目標に向けた目安:62%)	2017(平成29)年度比改善者数割合2割以上	生活保護受給者が適正な受診をすることは、本人の最低限度の生活を保障することに加え、制度に対する国民からの信頼を確保する点においても重要。そのため、各地方公共団体において診療日数が過度に多い生活保護受給者に対しては、個々の状況を把握し、必要に応じて指導等を行い、適正受診を図るための取組みを行っている。この取組みの実施状況を評価するため本指標を選定している。なお、「新経済・財政再生計画改革工程表」において、目標値を5については100%、6については2021(令和3)年度において2017(平成29)年度改善者数割合2割以上としている。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】 (参考)5・・・平成28年度実績100%(※目標値の設定は平成28年度から) (参考)6・・・平成27年度実績45.20%、平成28年度実績52.33%
						53.9%	54.1%	集計中 (R2年12月下旬集計予定)	/	/	
7	生活保護受給者の後発医薬品の使用割合(アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野④】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	-	-	80%	毎年度	75%	80%	80%	80%	80%	後発医薬品の使用促進については、平成25年の生活保護法改正において後発医薬品の使用を促すよう規定するなど、生活保護の医療扶助においても各種の取組を実施しているが、その効果を評価するため本指標を選定している。なお、平成29年12月21日策定「経済・財政再生計画改革工程表2017改訂版」において、平成30年度までに使用割合を80%とすることを目標としていたが、平成30年12月20日策定「新経済・財政再生計画改革工程表2018」において、毎年度、使用割合を80%とすることを目標としている。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】 (参考)平成27年度実績63.8%(平成27年6月審査分)、平成28年度実績69.3%(平成28年6月審査分)
						73.3%	77.6%	86.2%	/	/	
8	指導監査対象福祉事務所に対する監査実施数(アウトプット)	-	-	100%	毎年度	100%	100%	100%	100%	100%	最後のセーフティネットである生活保護が適切に機能するよう、都道府県が生活保護指導職員を配置し、毎年度管内福祉事務所に対して指導監査を実施している。この取組が確実に実行されているかを評価するため、本指標を選定している。 (参考)平成27年度実績:1,268件、平成28年度実績:1,268件
						100%	100%	集計中	/	/	

達成手段1		予算額(執行額)		令和2年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和2年行政事業レビュー事業番号
		平成30年度	令和元年度				
(1)	保護費負担金(昭和6年度)	2,811,132 百万円 (2,723,730 百万円)	2,794,556 百万円 (2,705,945 百万円)	2,821,866 百万円	1,2,3,4,5	利用し得る資産、稼働能力、他法他施策などを活用しても、なお最低限の生活を維持できない者に対し、必要に応じた生活、住宅、教育、介護、医療、出産、生業、葬祭の各扶助を行うことにより、その最低限度の生活を保障するとともにその自立を助長する。	701
(2)	中国残留邦人生活支援給付金(平成20年度)	9,124百万 円(8,968 百万円)	9,198百万 円(8,735 百万円)	8,742百万 円	-	・高齢基礎年金を満額受給してもなお生活の安定が十分に図れない中国残留邦人等に対して、生活支援給付、住宅支援給付、医療支援給付、介護支援給付などの各支援給付を実施し、生活の安定を図ることで、永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立を支援する。 (国費負担3/4、県又は市負担1/4) ・中国残留邦人等と長年にわたり労苦を共にしてきた配偶者の置かれている事情に鑑み、永住帰国する前からの配偶者に対し、支援給付に加えて配偶者支援金を支給する。 (国費負担10/10)	702
(3)	保護施設事務費負担金(昭和6年度)	30,106百 万円 (28,722百 万円)	29,721百 万円 (29,186百 万円)	31,481百 万円	-	生活保護受給者を救護施設等の保護施設に入所又は利用させ、生活困窮者の最低限度の生活の保障をするとともにその自立を図る。	703
(4)	生活保護指導監査委託費(昭和30年度)	1,927百万 円	1,974百万 円	-	8	都道府県及び指定都市本庁に生活保護指導職員を配置し、適正な保護の実施を推進する。	-
(5)	生活困窮者自立相談支援事業費等負担金(平成27年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野④③】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI関連】	21,772百 万円 (17,433百 万円)	21,772百 万円 (17,926百 万円)	25,454百 万円	1,2,3	・生活保護受給者に対し、生活保護法第55条の7に規定する、被保護者就労支援事業(就労の支援に関する問題につき、生活保護受給者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業)を実施することにより、生活保護受給者の自立の支援を促進する。 【本事業は、被保護者の就労・増収等を促進する効果があると見込んでいる】	704
(6)	生活困窮者就労準備支援等事業費補助金(平成27年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野④③】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI関連】	39,335百 万円 (35,961百 万円)	76,828百 万円 (63,797百 万円)	790,227百 万円	1,2	・生活保護受給者に対し、就労に向けた動機付けや基礎能力の形成を図るための支援を行う、被保護者就労準備支援事業を実施することにより、生活保護受給者の自立の支援を促進する。 ・生活保護の適正化に関する事業等を実施する。 【本事業は、被保護者の就労・増収等を促進する効果があると見込んでいる】	705
(7)	社会福祉行政事務企画指導等経費(平成20年度)	405百万円 (306百万 円)	446百万円 (344百万 円)	406百万円	-	社会・援護局(社会)において所掌する福祉事務所、社会福祉事業等の社会福祉に関する基本的な政策の企画、立案及び調整を図るとともに、要保護者の保護調査、生活保護法の施行に関する指導監査、ホームレス対策等の地域福祉に関する体制の整備、社会福祉士及び介護福祉士法の施行、福祉人材の確保を図るために国において行う制度の企画、立案、調整等の事務を実施するために必要な経費。	707
(8)	生活保護に関する調査事業(昭和26年度)	105百万円 (83百万 円)	142百万円 (112百万 円)	107百万円	-	生活保護受給世帯の生活実態を明らかにすることにより、生活保護制度の企画運営等の効果的な実施を図る。	708

達成目標2について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値		目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	基準年度			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
○9 自立相談支援事業における生活困窮者の年間新規相談件数(アウトプット) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野④】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	—	—	25万件	令和3年度	—	—	25万件	25万件	25万件	生活困窮者自立支援制度においては、まずは早期に対象者を把握し、相談により、相談者の状況に応じた支援に適切につなぐ事が重要。この取組が確実に行われているかを評価するため、本指標を選定し、制度施行後の相談件数の実績値を踏まえ、令和3年度までに25万件とすることを目標値としている。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】 (参考)平成27年度実績:226,411件、平成28年度実績:222,426件
10 自立生活のためのプラン作成件数(アウトプット) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野④】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	—	—	年間新規相談件数の50%	毎年度	年間新規相談件数の50%	年間新規相談件数の50%	年間新規相談件数の50%	年間新規相談件数の50%	年間新規相談件数の50%	支援にあたっては、対象者の課題解決に向けて課題を総合的に整理し、自立支援のために各支援機関において支援内容や役割分担を共有・「見える化」することが重要。この取組が確実に行われているかを評価するため、本指標を選定し、平成26年度に行ったモデル事業の実績を踏まえ、毎年度年間新規相談件数の50%とすることを目標値としている。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】 (参考)平成27年度実績:25%、平成28年度実績:30%
11 自立生活のためのプランに就労支援が盛り込まれた対象者数(アウトプット) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野④】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	—	—	プラン作成件数の60%	毎年度	プラン作成件数の60%	プラン作成件数の60%	プラン作成件数の60%	プラン作成件数の60%	プラン作成件数の60%	支援対象者の課題解決に向け自立支援のためのプランを作成するが、支援の中でも就労支援が大きな柱になることから、本指標を選定し、平成26年度に行ったモデル事業の実績を踏まえ、毎年度プラン作成件数の60%とすることを目標値としている。 【AP新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】 (参考)平成27年度実績:50%、平成28年度実績:48%
○12 就労支援プラン対象者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合(アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野④】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	—	—	75%	毎年度	70%	75%	75%	75%	75%	就労支援がプランに盛り込まれた者が、支援によって就労及び増収することは、本人の自立に向けて重要であることから、本指標を選定し、平成26年度に実施したモデル事業に先駆的に取り組み、就労支援のノウハウを有する地方公共団体の平成27年度前半の実績を踏まえ毎年度75%とすることを目標値としている。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】 (参考)平成28年度実績:71%
○13 住居確保給付金受給中に常用就職した者の割合(アウトカム) ※平成21年10月より住宅手当 ※平成25年度より住宅支援給付金 ※平成27年度より住居確保給付金	—	—	前年度末時点以上	毎年度	前年度末時点(48.3%)以上	前年度末時点(48.7%)以上	前年度末時点(49%)以上	前年度末時点以上	前年度末時点以上	離職者がその就職活動に専念できるよう、就職活動の基盤である住まいを確保するため家賃相当額を給付しているが、この給付が離職者の就職支援につながっているかを評価するため、本指標を選定し、前年度末時点の実績を上回ることを目標値としている。 (参考)平成27年度実績:47.6%、平成28年度実績:48.3%
○14 自立生活のためのプラン作成者のうち、自立に向けての改善が見られた者の割合(アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野④】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	—	—	90%	令和3年度	—	—	85%	90%	90%	生活困窮者が抱える課題について、生活困窮者自立支援制度における継続的支援による改善状況を多角的に測ることは、自立に向けた支援の効果の評価として重要であることから、本指標を選定し、「住まいの確保」、「家計の改善」、「自立意欲の向上・改善」等の観点で改善が見られた者の割合について、令和3年度までに90%とすることを目標値としている。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】
15 コーディネート業務により受入先に帰住した者のうち、フォローアップ業務の終了者の割合(3年平均)(アウトカム)	—	—	前年度以上	毎年度	前年度(76.7%)以上	前年度(79.8%)以上	前年度(83.3%)以上	前年度(85.3%)以上	前年度(85.3%)以上	各都道府県に設置されている「地域生活定着支援センター」では、矯正施設、保護観察所等と連携・協働し、矯正施設入所中から退所後まで一貫した相談支援を実施することにより、地域への定着を図る取組を実施している。具体的には、①入所中から帰住調整を行うコーディネート業務、②福祉施設等へ入所した後も継続的に支援するフォローアップ業務、③地域に暮らす矯正施設退所者に対して福祉サービスの利用等に関する相談支援業務を実施している。 コーディネート業務により支援し、受入先に帰住した者のうち、社会施設等へ入所した後も継続的な支援でフォローアップの終了者の割合を測定することで、福祉支援を必要とする矯正施設入所者を確実に地域の福祉につなげ、地域の定着を促進しているかを評価するため、本指標を選定し、毎年度、前年度の実績値を上回ることを目標値としている。
(参考)指標					平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
16	農業分野等との連携強化モデル事業におけるマッチング支援機関による実施箇所数									生活困窮者の中でも、ひきこもり状態にある方や長期無業者など様々な生活課題を抱える方への支援やその支援に資する取組については、令和2年度より新たに開始する事業も多いことから、まずは実績値を把握することにより、今後の目標設定に資するものである。
17	農業分野等との連携強化モデル事業の利用者数									

達成手段2		予算額(執行額)		令和2年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和2年行政事業レビュー事業番号
		平成30年度	令和元年度				
(9)	生活困窮者自立相談支援事業費等負担金 (平成27年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野④③】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI関連】	21,772百万円 (17,433百万円)	21,772百万円 (17,926百万円)	25,454百万円	9,10,11,12,13,14	・生活困窮者に対し自立相談支援事業の実施及び住居確保給付金の支給を実施することにより、生活困窮者の自立の支援を促進する。 本事業は、生活困窮者の就労・増収等を促進する効果があると見込んでいる。	704
(10)	生活困窮者就労準備支援等事業費補助金(平成27年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野④③】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI関連】	39,335百万円 (35,961百万円)	76,828百万円 (63,797百万円)	790,227百万円	14	・生活困窮者に対し就労準備支援事業、家計改善支援事業等を実施することにより、生活困窮者の自立の支援を促進する。 本事業は、生活困窮者の就労・増収等を促進する効果があると見込んでいる。	705
(11)	ホームレス実態調査 (平成14年度)	18百万円 (10百万円)	18百万円 (9百万円)	18百万円	—	ホームレス自立支援法に基づき、「都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所として日常生活を営んでいる者」を対象として、国が各都道府県に対しホームレスの人数の調査を委託し、各都道府県の管内市町村が調査を実施する。	709
(12)	日本赤十字社救護業務費等補助金 (昭和53年度)	28百万円 (28百万円)	28百万円 (28百万円)	29百万円	—	戦時衛生勤務に服した旧日本赤十字社従軍看護婦等に対する慰労給付金支給事務及び非常災害時における医療救護活動等に備えた研修事業であり、非常災害及び武力攻撃事態等における救護活動等の円滑な実施を図る。 (1)旧日本赤十字社救護看護婦等慰労給付金支給事業費 受給者数:300人(R1実績) (2)日本赤十字社救護員養成事業費 研修受講人数:331人(R1実績)	706
(13)	生活困窮者自立支援制度人材養成研修事業(平成26年度)	60百万円 (59百万円)	117百万円 (107百万円)	1,465百万円	—	生活困窮者自立支援制度に基づく自立相談支援事業に従事する相談支援員等を養成するための研修を実施することにより、相談者の状況に応じた支援に適切につながる事ができる、高い支援技術を有する支援員の確保を図る。	711
(14)	「福祉のまちづくり!アワード」選考・開催委託費(平成28年度~令和元年度)	10百万円 (10百万円)	10百万円 (8百万円)	—	—	複合的な課題に対応できる包括的な相談支援体制構築のための取組や、対象者を問わない総合的なサービス提供のための取組、生産性の高い効率的なサービス提供のための取組など、自治体における創意工夫ある効果的な取組事例を収集し、シンポジウムの開催等を行う。	712
(15)	農業分野等との連携強化モデル事業 (令和2年度)	—	—	102百万円	16, 17	・ 農業分野等と福祉分野との連携を一層推進し、生活困窮者への就労支援において効果的・効率的な就労支援を提供するため、農業体験等として利用者を受け入れることが可能な事業者の情報を集約し自立相談支援機関へ提供することにより、利用希望者と受入希望事業者をマッチングする仕組みを構築し、全国普及を目指すことを目的としている。 ・ 具体的には、生活困窮者への就労支援において、農業体験等として利用者を受け入れることが可能な事業者の情報を集約し、自立相談支援機関へ提供することにより、利用希望者と受入希望事業者をマッチングする仕組みを、全国複数箇所でモデル的に実施する。	新02-063
(16)	「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり(50代労働者等による地域活動)の取組の普及・促進事業 (令和2年度)	—	—	6百万円	—	・ これまでの包括的支援体制構築事業による自治体での取組、50代労働者等現役世代の地域活動の普及・促進事業による取組のほか、自治体・民間にかかわらず各地で実践されている多様な取組を広く周知、共有すること、また、それらの取組を分析し推進のポイントを整理することにより、全国で地域共生社会の実現に向けた実践の展開を図ることを目的としている。 ・ 具体的には、国が実施主体となり、地域共生社会の実現に向けた実践事例(モデル事業実施自治体による取り組み、50代労働者等多様な者の参加を促す民間主体の取り組み等)について、調査・募集及び事例の分析等を行う。 ・ これにより、地域共生社会の実現に向けて、各地の自治体において包括的な支援体制を構築していくための取組や、多様な主体による地域活動が、それぞれの自治体、地域の実情に応じて創意工夫のもとに進められることに寄与する。	新02-064
(17)	ひきこもり地域支援センター等の窓口周知・広報 (令和2年度)	—	—	10百万円	—	・ 「情報のアウトリーチ」として支援が必要な方の手元に必要な情報が届くよう、施策や相談窓口の周知・広報を地域レベルで推進し、そのための環境整備として広報素材の提供や自治体の好事例の展開を行うことを目的としている。また、施策や相談窓口を案内することに加えて、施策の利用や支援を受けようとする意欲を喚起する情報を届ける意味もある。 ・ 具体的には、ひきこもり地域センターや生活困窮者自立支援機関、精神保健福祉センター、家族会、支援団体等の支援を通じて、ひきこもり状態にある方が社会とのつながりを回復することができた好事例(成功体験例)を収集し、これを本人や家族に周知するもの。	新02-065
(18)	相談支援包括化推進員等への支援と人材育成事業 (令和2年度)	—	—	18百万円	—	・ 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の一部)実施自治体の担当者や相談支援包括化推進員等向けに、国主催による研修を行い、地域共生社会の推進に向けた動向や方向性について情報提供をするとともに、全国的なネットワークづくりを図ることを目的としている。 ・ 具体的には、国が実施主体となり、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の一部)実施自治体向けに、以下の事業を行うもの。 ① 地域共生社会の推進に向けた基本的な考え方や理念の共有 ② 全国的な取組の状況や先駆的な取組事例等の情報提供 ③ 自治体同士のつながりづくりや、取組内容(取組事例)を共有する機会の提供 等	新02-068
(19)	地域生活定着支援人材養成研修事業 (令和2年度)	—	—	14百万円	—	・ 地域生活定着センター職員を対象として、センター職員に求められる刑事手続や福祉に関する幅広い知識、複雑な課題を有する高齢又は障害のある刑務所出所者等への支援方法等の習得を目的とした中央研修を実施するもの。 ・ これにより、センター職員のスキル向上を図り、再犯リスクの高い高齢又は障害のある刑務所出所者等の社会復帰及び地域定着を促進するとともに、再犯防止及び地域の安心・安全の確保に資するものである。	新02-0074

達成目標3について		測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠									
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値						
					年度ごとの実績値						
					平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		
⑮	中核機関(権利擁護センター等を含む)を整備した市区町村数(アウトプット)	-	-	1,741市区町村	令和3年度	-	-	-	前年度(589市区町村)以上	1,741市区町村	本指標については、成年後見制度利用促進専門家会議の議論を踏まえ、令和元年5月に成年後見制度利用促進基本計画に係るKPIとして設定している。 また、成年後見制度利用促進基本計画においては、今後の施策の目標として、全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関の整備等を推進していくこととしており、基本計画の最終年度における令和3年度末の目標を設定したものの。
					-	492市区町村(H30.10.1時点)	589市区町村(R1.10.1時点)	/	/		
16	中核機関(権利擁護センター等を含む)においてパンフレット等による成年後見制度や相談窓口の周知を行っている市区町村数(アウトプット)	-	-	1,741市区町村	令和3年度	-	-	-	前年度(559市区町村)以上	1,741市区町村	同上
					-	470市区町村(H30.10.1時点)	559市区町村(R1.10.1時点)	/	/		
17	中核機関(権利擁護センター等を含む)において後見人候補者を推薦する取組を行っている市区町村数(アウトプット)	-	-	800市区町村	令和3年度	-	-	-	前年度(273市区町村)以上	800市区町村	同上
					-	210市区町村(H30.10.1時点)	273市区町村(R1.10.1時点)	/	/		
18	中核機関(権利擁護センター等を含む)において後見人支援の取組(専門職の雇い上げ等により相談や手続支援を実施)を行っている市区町村数(アウトプット)	-	-	200市区町村	令和3年度	-	-	-	前年度(80市区町村)以上	200市区町村	同上
					-	59市区町村(H30.10.1時点)	80市区町村(R1.10.1時点)	/	/		
19	協議会等の合議体を設置した市区町村数(アウトプット)	-	-	1,741市区町村	令和3年度	-	-	-	前年度(150市区町村)以上	1,741市区町村	同上
					-	79市区町村(H30.10.1時点)	150市区町村(R1.10.1時点)	/	/		
⑳	市町村計画を策定した市区町村数(アウトプット)	-	-	1,741市区町村	令和3年度	-	-	-	前年度(134市区町村)以上	1,741市区町村	同上
					-	60市区町村(H30.10.1時点)	134市区町村(R1.10.1時点)	/	/		
21	国研修を受講した中核機関職員や市区町村職員等の数(アウトプット)	-	-	3,500人	令和3年度	-	-	-	前年度(1,179人)以上	3,500人	同上
					-	-	1,179人	/	/		
22	後見人等向けの意思決定支援研修が実施される都道府県の数(アウトプット)	-	-	47都道府県	令和3年度	-	-	-	-	47都道府県	本指標については、成年後見制度利用促進専門家会議の議論を踏まえ、令和元年5月に成年後見制度利用促進基本計画に係るKPIとして設定している。 また、成年後見制度利用促進基本計画においては、今後の施策の目標として、利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善を掲げ、本人の意思決定支援や身上保護等の福祉的な観点も重視した運用とすることとしており、基本計画の最終年度における令和3年度末の目標を設定したものの。
					-	-	-	/	/		
23	市区町村や中核機関職員等を対象とする「成年後見制度利用促進体制整備研修」の受講者を対象とした研修の理解度(アウトカム)	-	-	前年度以上の理解度(%)	毎年度	-	-	-	前年度(85.4%)以上	前年度以上	成年後見制度利用促進基本計画においては、全国どの地域において必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各市区町村において令和3年度までを目途として実施体制の整備を進めることとしており、市区町村の職員や中核機関として位置付けられた機関の職員等を対象とした研修が実施されている。この研修の受講者の理解度を高めることが、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築に資するため、指標として設定したものの。また、市区町村の職員や中核機関の職員の資質向上のための事業であり、直接的な数値を設定することが困難であるため、前年度以上の理解度を目標値として設定している。
					-	-	85.4%	/	/		

24	後見人等を対象とする「意思決定支援研修」の受講者を対象とした研修の理解度(アウトカム)	-	-	前年度以上の理解度(%)	毎年度	-	-	-	前年度以上	前年度以上	後見人は、本人の自己決定権の尊重を図りつつ、身上に配慮した後見事務を行うことが求められており、後見人が本人に代理して法律行為をする場合にも、本人の意思決定支援の観点から、できる限り本人の意思を尊重し、法律行為の内容にそれを反映させることが求められる。そのため、後見人が本人の特性に応じた適切な配慮を行うことができるよう、「意思決定支援研修」が実施されている。この研修の受講者の理解度を高めることが、利用者の特性に応じた意思決定支援に資するため、指標として設定したもの。また、後見人等の資質向上のための事業であり、直接的な数値を設定することが困難であるため、前年度以上の理解度を目標値として設定している。	
(参考)指標						平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	成年後見制度の利用は、本人に必要な支援の内容や程度、本人を支えている人たちの状況など、本人についての様々な状況により個々に判断すべきものであり、同制度の潜在的な重要を推計することはできないため、充足率を指標とすることは不相当である。しかし、同制度が、認知症、知的障害、精神障害などにより物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者(「成年後見人」等)を選ぶことで、本人を法的に支援する制度であることから、同制度利用者数、認知症高齢者数、知的障害者数、精神障害者数の実績値を記載することは、制度の利用状況を把握する上で参考となるため、参考指標としている。	
25	成年後見制度利用者数					210,290人	218,142人	224,442人				
	認知症高齢者数					-	-	-	602万人(推計値)			
	知的障害者数					96.2万人	-	-				
	精神障害者数					389.1万人	-	-				
達成手段3		予算額(執行額)		令和2年度予算額	関連する指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和2年行政事業レビュー事業番号	
		平成30年度	令和元年度									
(20)	成年後見制度利用促進体制整備推進事業(令和元年度)	-	320百万円(R2年3月頃公表)	535百万円	15~20	<ul style="list-style-type: none"> 中核機関の整備や市町村計画の策定を推進するため、都道府県による広域的な体制整備を推進するための取組や、中核機関の立ち上げや先駆的取組、市民後見人、親族後見人への支援体制の強化や適切な後見人候補者の家裁への推薦の取組に対する補助を行う。 中核機関の整備や市町村計画の策定が推進され、全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できる地域体制の構築に資する。 					706	
(21)	成年後見制度利用促進体制整備研修事業(令和元年度)	-	30百万円(33百万円)	31百万円	21	<ul style="list-style-type: none"> 中核機関及び市町村職員等に対する研修について実施する。 中核機関や市区町村職員の人的体制整備を図ることにより、全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できる地域体制の構築に資する。 					713	
(22)	後見人等への意思決定支援研修(令和2年度)	-	-	50百万円	22	<ul style="list-style-type: none"> 後見人等に対する意思決定支援研修を全国的に実施する。 意思決定支援研修を通じて、後見人等による「意思決定支援」や「身上保護」を重視した支援が全国的に推進されることにより、利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善に資する。 					新02-066	
(23)	任意後見・補助・保佐等の広報・相談(令和2年度)	-	-	187百万円	15~18	<ul style="list-style-type: none"> 任意後見や補助・保佐等の全国的な広報や、全国の相談体制の整備を推進する「任意後見・補助・保佐等広報・相談体制整備事業」を実施する。 これにより、任意後見・補助・保佐等の成年後見制度の利用の促進に資する。 					新02-067	
施策の予算額(執行額)(千円)		平成30年度			令和元年度			令和2年度			政策評価実施予定時期(評価予定表)	平成29年度 令和3年度
		2,913,990,490 (2,817,236,300)			2,934,886,546 (2,828,231,230)			3,717,216,186				
施策に関する内閣の重要施策(施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称				年月日			関係部分(概要・記載箇所)			
		経済財政運営と改革の基本方針2015 ~経済再生なくして財政健全化なし~				平成27年6月30日			<p>足下の経済雇用情勢を踏まえ、就労支援を通じた保護脱却の推進のためのインセンティブ付けの検討など自立支援に十分取り組むとともに、生活保護の適用ルールの実効かつ適正な運用、医療扶助をはじめとする生活保護制度の更なる適正化を行う。さらに、平成29年度の次期生活扶助基準の検証に合わせ、年齢、世帯類型、地域実態等を踏まえた真に必要な保護の在り方や更なる自立促進のための施策等、その制度全般について予断なく検討し、必要な見直しを行う。平成27年度から全国で施行された生活困窮者自立支援制度について、質の高い支援が適切に提供されるよう、その着実な推進を図る。</p>			
		施政方針演説(安倍総理)				平成30年1月22日			<p>3人づくり革命(教育の無償化) 格差の固定化は、決してあってはならない。貧困の連鎖を絶ち切らなければなりません。生活保護世帯の子どもたちへの支援を拡充します。公平性の観点から給付額を見直す一方、食事など生活習慣の改善、放課後の補習など、子どもたちへのきめ細かな支援を充実します。大学に進学する際には、住宅への扶助について、現行制度を改め、給付水準を維持するとともに、新生活に必要な費用を援助する新しい制度を創設します。</p>			